

CITES 特集

Destination Japan

An investigation into the Osaka seizure and laundering of illegal ivory

Exposing and closing loopholes in Japan's ivory trade controls

密輸象牙の行く先は日本

—日本における象牙の国内取引管理に対する提言—(要約)

坂元 雅行

● はじめに

第 54 回 CITES 常設委員会 (以下 SC54、2006 年 10 月) は、第 12 回 CITES 締約国会議 (以下 Cop12、2002 年 11 月) において条件付で承認された、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国からの 1 回限りの象牙輸入について、日本を取引相手国に指定した。ただし、同委員会は、CITES 事務局に対し、SC55 (2007 年 6 月) において最新情報を提供するよう要求した。

この最新情報の報告は、包括的なものであって、ETIS (ゾウ取引情報システム) の引用を含めあらゆる新たな情報を考慮しなければならず、SC54 における議論で表明されたあらゆる懸念に向けられたものでなければならず、SC55 において日本の取引相手国指定を見直す理由となるあらゆる事項について同委員会の注意を喚起しなければならないとされている (CITES 事務局による SC54 議事録)。

本論は SC55 に向けてまとめた同名のレポートの要約である。レポートでは、2006 年秋に発覚した「大阪事件」、日本市場の動向や法執行に関する最新情報を提供した。また CITES 事務局が SC54 では考察されなかった日本の国内取引管理改善のために政府が実施した行動計画の顛末の詳細を報告し、「委員会における議論で表明された懸念」が根拠のあるものか否かを検証した。さらに日本が CITES の決議 Cong.10.10 (Rev.CoP12) を履行するために整えるべき管理スキームとその

確立のために必要な法改正について具体的な提言を行っている。

その他、同レポートでは、日本の象牙市場について、在庫量および取引価格の変化等を考察したが、本論ではこの点は割愛した。

I 「大阪事件」の概要

2006 年 8 月 21 日、大韓民国の釜山港から大阪南港のコンテナ埠頭に到着したコンテナ船グローリー・スター号から 20 フィート商業コンテナが陸揚げされた。23 日、大阪税関に申告された輸入品目は「石材」とされていた。28 日、このコンテナが、税関の X 線検査にかけられた際、その中に収納されていた 3 つのクレート (密封された木箱) 内に異影が認められた。そこからは大量の象牙カット・ピースとビニール袋に梱包された象牙印材が現れた。税関は、ただちに貨物の輸入を差し止めた (JWCS 公判傍聴記録)。

象牙カット・ピースは、本数 608、重量 2,409Kg (平均重量 4.0Kg)、象牙印材は、本数 17,928、重量 385kg (平均重量 21.5g) であった。(JWCS 公判傍聴記録)。

原産国

密輸象牙の出所を特定するため、法執行機関により研究者へサンプルが送られ、鑑定が委託された。DNA 分析、コラーゲン分析等が行われた結果、密輸象牙の原産国はアフリカ中部から南部地域にかけての東側諸国と推定された (朝日新聞 06.2.8)。

カット・ピースの外観上、多くのものがサバンナゾウ (*Loxodonta africana africana*) のもつ「ソフト・アイボリー」とわかる。しかし、色は赤茶、細身で真直な形を持つシンリンゾウ (*Loxodonta africana cyclotis*) の「ハード・アイボリー」ではないかと疑われるものも見られる。すべての象牙の原産国が解明されることは極めて重要である。

カット・ピースのいくつかには、以下のようなマーキングが見られた。

- ① "k o / 1 2 - 4 - 0"(小振りなカット・ピース)
- ② "1 2 KUMI NA MBILI"
- ③ "1 3 KUMI・NA・TATU"
- ④ "1 7 KUMI NA SABA"
- ⑤ "1 8 KUMI NA NANE"

②以降は、スワヒリ語である。スワヒリ語は東アフリカで用いられ、ケニアでは国語、タンザニアでは公用語とされている。このことから、密輸象牙の少なくとも一部は、東アフリカ原産か、あるいはアジアに向けて積み出される前に東アフリカに集められた可能性が高い。

関与者

検挙されたのは、輸入者である大阪の日用雑貨品の輸出入、遊技機器（パチンコ台）部品買取り等を行う会社の社長T（逮捕当時42歳）と副社長（逮捕当時28歳）であった。Tは、日本最大の暴力団の関係者であると報じられた。法執行機関は、本件の証拠収集のため、同傘下組織である兵庫県西宮市、大阪市住吉区の組事務所、愛知県内の暴力団関連施設も捜索している（毎日新聞07.2.8）。

Tは自称IT関連企業の社長というX（韓国籍、2007年4月当時37歳）と知り合い、Xから「大理石とともに象牙を20フィートコンテナに隠してマレーシアから出航させる。輸入名義人になって欲しい」と依頼され、Tが了承した。Xは「荷物が届けば『Y』（韓国籍）に連絡してほしい。彼に金を支払わせる」と指示していた（JWCS公判傍聴記録）。Yも韓国籍で（2007年4月当時37歳）、偽ブランド品の輸出入に携わっているという

ブローカーである（朝日新聞07.4.13）。

法執行状況

Tについては、2007年3月、無許可輸入罪（関税法第111条1項）で起訴され、4月23日、大阪地方裁判所にて第1回公判が開かれた。Tとともに逮捕されたAについては重要な関与をしていないということで、その後不起訴となっている。X、Yについては国際警察刑事機構(ICPOインターポール)を通じ、2007年4月までに警察によって国際手配された(朝日新聞07.04.13)。

II 日本で輸入差止・押収された象牙密輸およびそれに対する法執行

II.1 日本は密輸象牙の主要な仕向け先か

CITES事務局象牙国内流通検証ミッションは次のように述べている(SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), the 8th paragraph)。

「1980年代および1990年代初めにおける諜報と輸入差止め実績は、日本は密輸象牙の主要な仕向け先であったことを示している。しかし、1990年代後半、とくに最近の6年間において状況は変化し、日本はもはや主要な仕向け先ではなくなった。」

しかし、財務省が各税関からの報告に基づいてまとめたワシントン条約関係の輸入差止め実績、犯則処分表にあらわれた、象牙の輸入差止・押収(表:文末)を仔細に観察すれば、そのように判断できないことがわかる。

まず、未加工象牙に注目すると、その密輸が途絶えることなく続いているだけでなく、2006年には件数、数量ともに急増していることがわかる。2000年4月14日には、132個のカット・ピースが押収されている(注)。未加工象牙に付加価値を与えるためには専門的技能を使った加工を施すことが必要であり、密輸の背景には象牙製造業者が存在すると推測され、日本は加工用の未加工象牙の仕向け先になっていると考えられる。加工象牙については、大量の印材の密輸が2005年、2006年と続けて発生していることが注目される。

また、未加工、加工象牙を問わず、密輸象牙の主要な輸出国である中国、韓国、台湾などは、1989年

の取引禁止前から日本へ象牙を供給する集散地としての歴史をもち、その後は違法取引ルートの要所としてよく知られた場所である。こうしたことから、日本を最終仕向け先とする、違法取引ルートができあがっているといえよう。「大阪事件」はこのことを明確に裏づける結果となった。

(注)香港在住の英国籍中国系ブローカーが、ある台湾人から依頼され、シンガポールに備蓄された未加工象牙を神戸港へ密輸した事件。象牙は西アフリカあるいは中央アフリカの森林に生息するシンリンゾウのものであった。国内での保管と運搬には「日本象牙美術工芸組合連合会(JIA)」傘下の東京の組合で役員を務める象牙印章製造業者が関与した。この象牙組合役員は、事件前年である1999年に試験輸出された象牙を入札した業者の一人である。公判中にも東京の象牙組合理事長(当時)が、勾留されている香港ブローカーに面会に行っている。浦和地方裁判所は、香港ブローカーに対し、懲役1年6月、執行猶予4年(無許可輸入罪、関税法第111条1項違反)、象牙組合役員に対し、罰金30万円(密輸品と知って国内運搬した罪、関税法第112条1項違反)を言い渡した(JWCS, 2003)。

11.2 水際における法執行上の課題

①象牙の輸入差止めにおける摘発率が極めて低い

未加工象牙の輸入差止めに対して、「犯則事件」として税関長により「通告処分」が行われた割合は17%(4/23)、刑事告発が行われた割合は9%(2/23)に過ぎない。加工象牙については、通告処分が行われた(見込み含む)割合は10%(7/69)、告発が行われた割合は4%(3/69)に過ぎない。犯則事件として処理することが困難な事案、明らかに不適切な事案もあろう。しかし、上記の低い摘発率は、執行機関の象牙密輸の問題性に対する認識があまり高くないのではないかと、厳格に処することで関係者に対する一般予防効果が発揮されることが軽視されているのではないかと疑いを抱かせる。

②嫌疑者の特定が困難な場合、密輸象牙を没収することはできず、輸出国に積戻し・返送せざるを

えない

嫌疑者の特定が困難な場合は、犯則事件として処理することができない。このような場合には、密輸貨物の所有者も特定できず、密輸貨物の任意放棄を受けることができないことも多い。税関は貨物を押収する権限を有するが(関税法 121 条ないし 123 条)、あくまで「犯則事件を調査するため必要があるとき」であって、犯則事件を立件しないことが確定すれば、押収を解いて密輸貨物を積戻しさせ、輸出国へ返送するしかない。

輸送形態が郵便物である事案について、輸入差止・摘発された象牙の処理方法を見ると、23 件中 13 件(57%)は積戻し・返送、残る 10 件(43%)は所有者による所有権の任意放棄となっている。

しかし、積戻し・返送として処理することは、密輸象牙を再びブラック・マーケットに戻してしまうことを意味する。犯則事件とならず、任意放棄も得られない場合に、輸入差止め貨物を没収するための法制度の整備が必要である。

③依頼人や最終荷受人が、ほとんど処罰されていない

依頼人とは象牙製造業者とのつながりを持つ元締めのブローカーであり、最終荷受人は象牙製造業者にあたる。

「大阪事件」では、背後に韓国人の犯罪者グループが存在した。韓国籍の依頼人が、日本人の暴力団関係者に輸入名義人になることを依頼し、通関費用などは一味の韓国人が用意することになっていた。また、2.4 トンもの未加工象牙、1 万 8000 本もの印材を密輸したのであるから、特定の日本の象牙業者による買受が想定されていたと考えられる。

しかし、本件では密輸の依頼人は特定できたものの、検挙はできなかった。それゆえまた、最終荷受人に至っては特定もできなかった。輸入名義人が逮捕されたのさえ、輸入が差し止められた 2006 年 8 月 28 日から 5 ヶ月以上経った 2007 年 2 月 7 日であった。

報道によれば、輸入名義人は、その経営する会社が大阪税関による捜索を受けた後、パソコン内

のデータを消去し、復元不可能にするためのソフトウェアなどを用いて証拠隠滅を図ったという(朝日新聞 07.2.8)。また、韓国籍の依頼人とその一味は、象牙が押収された後は、使用していた携帯電話を解約し、既に出国していることが確認されたという(朝日 07.2.7、産経 07.3.1)。残念ながら、日本の法執行機関が密輸業者らに先手を打たれたという印象は否めない。税関と警察の間に効果的な連携がとられていたのかどうか大いに疑問が残る。

実際、日本の法執行機関が象牙の依頼人および最終荷受人の摘発に大成功を収めたことはないといっている。

2005年の印材1,700本密輸事件では、運び屋が処罰されたのみである。運び屋には象牙密輸の余罪があり、その件における国内の荷受人は特定できたようであるが、摘発には至らなかった。

2000年の未加工象牙500kgの密輸事件では、税関が依頼人と最終荷受人を摘発すべく密輸品を泳がし、警察と協力して香港のブローカーと日本の象牙業者を摘発した。このような成果は、税関と警察の連携なしに得られるものでなく、その法執行努力は賞賛に値する。ただし、法執行機関は、摘発された業者が最終荷受人だったとまでは特定できなかった。また、仮にその業者でないとした場合の真の買主の正体に肉迫することもできなかった。

運び屋、輸入名義を貸した者のみが摘発されるという、いわばトカゲの尻尾切りが繰り返され、象牙の密輸ネットワークにはそれほど大きなダメージを与えることはできないであろう。

このような事態に対し、税関および警察によるいっそうの緊密な連携と、各法執行機関による取締り強化と厳格な罰則の適用が求められる。

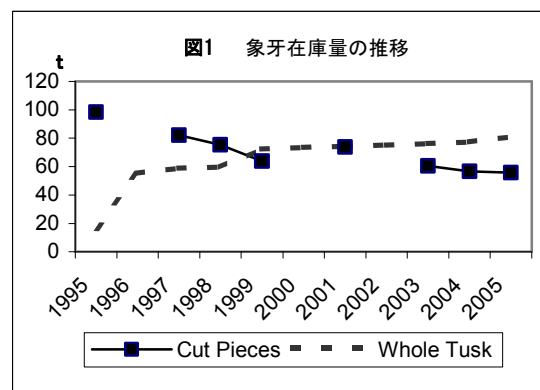
一方、日本への象牙密輸ネットワークは、最終荷受人を摘発から守るべく周到・巧妙な警戒を払っている実態からとすると、運び屋から事件の核心へ迫っていく捜査手法には限界があることも確かである。その意味で、そこから密輸摘発の端緒をつかめるような象牙の国内流通管理の法制化、それに基づいた捜査手法の開発の検討が重要であ

る。

III. 日本における象牙の流通と密輸象牙に対する需要

III.1 正規在庫の量および価格と、密輸象牙需要との関係

在庫ホール・タスクは、1999年に50トンを試験輸入した年以降も増加し続けており、登録制度が始まって以来の最大値を更新し続けている(図1)。



出典:「象牙取引国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」資料より作図

在庫量把握の締め日が異なること(ホール・タスクは12月締、カット・ピースの在庫量把握は7月末あるいは3月末締)、カット・ピース在庫量については集計されていない年もあることから、それらの正確な合計値を求めることはできない。しかし、近年カット・ピース在庫の減少幅が小さいこと、ホール・タスクの在庫が増加し続けていることから、未加工象牙全体の在庫量が安定しつつあることはわかる。

一方、未加工象牙、象牙印章(卸値)の価格は高騰を続け、その理由として「品不足」が叫ばれている。しかし上記の通り、未加工象牙の正規在庫の量は安定しているのが事実である。なぜ価格高騰が続くのであろうか。

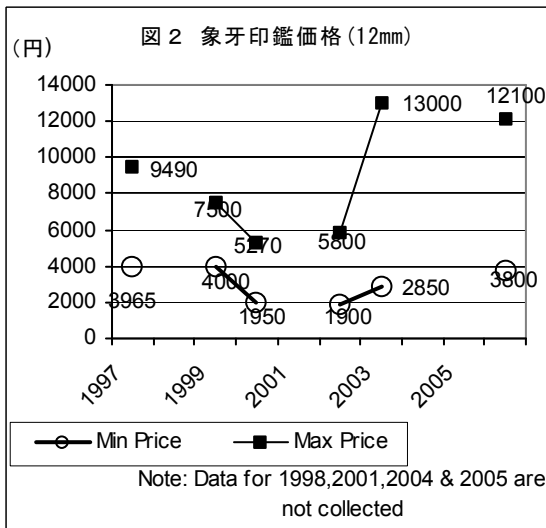
1996年時点で全届出業者が報告した未加工象牙の在庫中、東京と大阪に分かれている象牙組合の組合員の在庫は、重量で66%を占めていた(環境省・経済産業省、1996)。また、1999年、日本に試験輸

入された象牙の南部アフリカ3国におけるオークションに参加を許された日本のバイヤーは、象牙組合に加盟している14社(15名)のみであった(Anon. 1999 a)。

このように、未加工象牙の在庫は、象牙組合および、「日本象牙美術工芸組合連合会(JIA)」を組織する一部有力組合員によって寡占されている。このことから、価格高騰の原因は、需給関係の単純な反映というよりは、一部の有力象牙製造業者の価格操作によるところが大きいと考えられる。

実際、ある製造業者は JWCS に対し、「一部の組合員が牛耳っている。輸入再開のために税金を使っても象牙加工業者全体のためになっていない」「材料がこのように高くはやれない。kg 7、8万円ではほとんど採算が取れない。印鑑は本来うまみがあるのだが」と述べていた。

このような状況下では、正規輸入が限定的に再開されたとしても価格が大きく下がる保証はない。実際、1999年の試験輸入の際も、印材の卸値が一時的かつわずかに下がったのみであった(表 III-2、図 III-3)。



調査：月刊『現代印章』印章関係展示会価格表等

正規在庫象牙の価格が一部の有力象牙組合員によって高額に据え置かれた場合、大多数の象牙製造業者や卸業者は、象牙組合の影響の及ばない安い象牙の獲得に活路を見出すしかない。2000年に密輸された500kgの未加工象牙は1本当たり平均

18.2kgと質のよいものであったが、この件で有罪判決を受けた香港ブローカーは、この密輸象牙の価格はkg当たり35,000~38,000円であると公判廷において供述している(JWCS 公判傍聴記録)。これは、kg7、8万円ともいわれる未加工象牙正規在庫の価格相場の2分の1である。日本の象牙市場の価格決定メカニズムが変わらない限り、日本が密輸象牙の仕向け先となり続けるおそれは強い。

III.2 日本の象牙市場で求められる象牙の質と、密輸象牙需要との関係

1979年から1987年までの日本が合法に輸入した未加工象牙の平均重量は1980年の16.82kgと1982年の9.70kgの間である(Milliken, 1989)。また、1995年から1998年までに条約適用前に取得したものと登録されたホール・タスク6,411本の平均重量は、15.42kgであった(Anon. 2006 a)。大型の象牙への依存は日本の象牙取引の特徴の一つといわれる(Milliken, 1989)。

その理由は象牙製品の圧倒的割合を占める印章を製造するために大きな未加工象牙が必要だからと考えられる。印章製造の限界サイズは7~8kgといわれている(Anon. 1999 a)。牙のサイズが小さいほど、印章製造の効率は落ちる。牙の表面に近い部位は多くの亀裂を伴い、きめも粗いため、印章製造には向かないからである(JWCS, 1999)。

ところが、1999年にボツワナ、ナミビアおよびジンバブエでオークションにかけられ、1回限り輸入された象牙は、極小なもの、先端部分が折れたため全体に亀裂が入ったもの(外見にヒビがあるものは芯までヒビが届いていることがほとんどである)ものなどが多く含まれていた。そのため、全体の4割が印章製造に不適當であった(Anon. 1999 b, Anon. 1999 c)。事実、同年に登録されたホール・タスクの平均重量は9.1kgであった。

ボツワナ、ナミビア、南アフリカから公式のオークションを通じて輸出される60トンの象牙についても、1999年に試験輸入された象牙と同地域の原産であるから、その質は1999年とほぼ同じと考えられる。したがって、印章製造に十分な大きさの象牙をそこから得ることはそれほど期待できない。

これに対して、2000年に密輸された未加工象牙492.375kgは（JWCS, 2003）、ホール・タスク1本当たりの平均重量が18.2Kgとなる。また2006年の「大阪事件」の密輸カット・ピースは、ホール・タスクを2～3個に輪切りにしたものが608個で約130頭分（読売07.3.1）、総重量は約2,409kgである。ホール・タスク250本分として1本当たりの平均重量を求めると9.6Kgとなる。これは、試験輸入象牙より重い。

このように、象牙の質の点からいって、日本の需要に応えられるのは南部アフリカ諸国で公式にオークションにかけられる象牙ではなく、密輸象牙である。

この点で、日本が密輸象牙の不動の仕向け先となり続けるおそれは強い。

IV. 日本政府による象牙の国内取引管理改善の試みとその結果

経済産業省、環境省など関係各省庁は象牙作業部会（2005.6～2006.11）を立ち上げ、現在の象牙国内流通管理体制が抱える課題を整理した。とくに重要な課題は、決議10.10のうち象牙を取引する事業の登録または免許（a段落）、未加工象牙に対する強制的な取引管理、加工象牙に関する包括的かつ極めて実効的な報告および法執行の制度（c段落 i, ii）の履行に関するものであった。この課題を解決すべく行動計画が立案され、実施された。しかしその試みは目立った成果をあげなかった。その理由は次のように考えられる。

第1に、日本政府は、当初から現行制度の執行に的を絞りを、法制度の改正を避けたことである。その結果、とられた対策は一定の行為を義務化することではなく、関係者の任意の協力を依存したものととなった。この問題は、合法に入手された未登録ホール・タスクの登録や、象牙製品の認定の停滞を招いた。

第2に、日本政府は、現行法上のシステムが、個々の象牙の出所を追跡するように設計されたものではないにもかかわらず、システムを抜本的に見直すことなく、そのような機能をもたせようとしたことである。

現行法上、ホール・タスク切断以降の象牙流通管理の核をなすのは、特定国際種事業（カット・ピースおよび象牙製品の譲渡しを伴う事業）の規制である。この管理スキームは、本来、事業者に対し、ソフトな圧力として台帳記載を義務付け、適正な自己管理を行わせることを狙いとするものである。すなわち、事業者が与えられた書式どおりに台帳記載を行い、報告徴収の求めや立入り検査に応じる義務を形式的に果たしている限り、当該事業者は適正な自己管理がなされている、それゆえ背後で密輸にかかわっていることはないと思定される。したがって、所管行政庁（経産省および環境省）が個別の取引を監視し、個々の象牙の出所を追跡することが必要とは思定されていない。現行スキームを変更することなくこのような監視を所管行政庁に強いることになれば、過大な行政事務が負わせることになる。この問題は、実際に、包括的なデータベース構築の停滞を招いた。実施不可能なほど膨大で複雑な作業の前に、経産省はやむなくこの課題への取り組みを断念した。

もし日本政府が真剣にその目標を「事業者に一定の圧力をかけて、適正な自己管理をうながすこと」から、「監視者が個別の取引を監視し、個々の象牙の出所を追跡すること」に転換しようとするのであれば、法改正によって管理スキームを変更しなければならぬはずであった。

第3に、現行法上は、ホール・タスクの登録制度は個別の取引監視を目的とし、事特定国際種事業の規制は業者の適正な自己管理誘発を目的とするというように、これらはまったく異なる管理スキームとされており、密接に関連づけられていないが、日本政府はその点の根本的な改善を避けたことである。

日本における象牙の国内流通管理が抱える決議10.10履行上の課題を解決するには、関係法令の改正を伴う大がかりな措置をとることが不可欠である。

V 決議10.10履行に不可欠な法令改正

取引相手国に指定されるか否かに関係なく、密輸象牙を国内市場から徹底的に排除するためには、

水際における法執行の改善とともに、以下の法令改正を伴う国内取引管理の改善を行い、ホール・タスクから象牙製品に至るすべての過程で、個々の象牙の出所を追跡し、背後にある違法行為（密輸）を捕捉する管理スキームを整えることが不可欠である。

- ・ ホール・タスクおよび一定サイズのカット・ピースを占有する者に登録義務を課すこと
- ・ 未加工象牙の登録を、その効果によって、「譲渡し等可」「占有のみ可」に区分すること
- ・ 未加工象牙登録審査の法定手続を改善すること
 - 条約適用前取得を証明する書類の法定
 - 登録機関に対して、象牙の実物検査を受けることを義務づけ、さらに必要に応じて関係者に報告を求める権限を与えること
 - 登録手続において、決議 10.10 の定めと整合する方法によるマーキングを施す手続を法定すること
- ・ 現行法上任意のシステムとなっている管理票の作成、製品の認定をそれぞれ義務化、その遵守を罰則で担保し、さらにそれらと登録制度を一連の手続として位置づけること

●おわりに

Cop14 で、象牙取引について次のことが決まった。

- ・ 以下の政府在庫象牙(数量は特定されていないが 100 数十トンと予想される)を、国別 1 回限りで輸出を行う(密猟・違法取引の著しい増加等があれば中止)。
 - 2002 年、条件付で輸出が認められた政府在庫象牙：ボツワナ(20t 以内)、ナミビア(10t 以内)、南アフリカ(30t 以内)
 - 2007 年 1 月末時点のボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの政府在庫象牙
- ・ この 1 回限りの輸出が行われてから 9 年間は、現在附属書 II のゾウについては象牙取引再開を提案してはならない(9 年間の取引凍結)。

輸入できるのは、今のところ、常設委員会で輸入国として指定を受けた日本のみである。ただし、中国の輸入国への指定が来年の常設委員会で再度議論されることになっており、そこで中国が指定されれば南部アフリカ諸国によるオークションで 2 国が競り合うことになる。もしそのようなことになれば、オークション価格が高騰するおそれがある。また、象牙の金銭的価値に誘導されてアフリカ諸国が今後新たな象牙取引解禁に傾くおそれも強い。密輸象牙の需要がより高まることは必至で、ゾウにとっては本当に厳しい状況になるだろう。

引用文献

- Anon. (1997), Monthly magazine "Modern Hankos" Aug. 1997, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) a, Monthly magazine "Modern Hankos" Jun. 1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) b, Monthly magazine "Modern Hankos" Sep. 1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (1999) c, Monthly magazine "Modern Hankos" Nov. 1999, Osaka (in Japanese)
- Anon. (2003) a, Monthly magazine "Modern Hankos" Mar. 2003, Osaka (in Japanese)
- Anon. (2003) b, 第 156 回国会参議院環境委員会会議録第 15 号, 参議院, Tokyo
- Anon. (2003) c, 生物多様性保全のための法制度をもとめて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」改正に関する提言, 第二東京弁護士会, Tokyo
- Anon. (2005) a, 第 1 回「象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」議事次第(2005 年 6 月 17 日), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2005) b, 決議 10.10(Rev.CoP12)履行のための象牙取引国内管理体制強化行動計画(案)(2005 年 6 月 17 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo
- Anon. (2005) c, 象牙取引国内管理体制強化行動計画の実施に係る進捗状況等一覧(2005 年 10 月 28 日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2005) d, 未登録の全形を保持した象牙（生牙、磨牙、彫牙）をお持ちの皆様へのお願い(2005年10月)、環境省自然環境局野生生物課, Tokyo

Anon. (2005) e, 特定国際種事業者 記載台帳の様式および記載方法の統一化について(2005年10月28日)、経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課, Tokyo

Anon. (2006) a, 自然環境研究センターの全形牙登録データの解析 (2006年2月28日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2006) b, 特定国際種事業者記載台帳「様式第3商品番号表」(2006年3月), 経済産業省・環境省, Tokyo

Anon. (2006) c, Monthly magazine “Modern Hankos” Nov.2006, Osaka (in Japanese)

Anon. (2006) d, 平成17年度象牙国内流通管理体制評価と改善のための検討調査報告書 (2006年3月), 財団法人自然環境研究センター, Tokyo

Anon. (2006) e, 平成18年度第3回「象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」について, 環境省, Tokyo

Anon. (2006) f, 作業部会による行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006年5月30日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2006) g, 行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006年7月14日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2006) h, 行動計画の進捗状況及び今後の課題 (2006年11月16日), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2006) i, 平成14年度における記載台帳データの入力・分析結果 (2006年2月28日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

Anon. (2006) j, 記載台帳（「様式第3」：A票、B票）及び取引先一覧表（記入要領）、経済産業省局紙業生活文化用品課(2006年3月), Tokyo

Anon. (2006) k, 種の保存法 象牙製品の小売り販売をされる方へ ～種の保存法に基づく届出等のご案内～ (2006年6月2日最終更新), 経済産業省関東経済産業局ウェブサイト, Tokyo

Anon. (2006) l, 特定国際種事業者のうち象牙にかかる業の届出を行った者から徴収した特定器官等の譲り受けまたは引き取りに関する確認・聴取事項等記載台帳上の情報を入力したデータベースの活用例, 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課, Tokyo

Anon. (2006) m, 平成17年における全形を保持した象

牙の登録状況 (2006年2月28日配布), 象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会, Tokyo

財団法人自然環境研究センター(JWRC) (2001), 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動植物の個体等の登録にあたっての運用方法の改善について, 財団法人自然環境研究センター, Tokyo

EA and MITI (1996), Ivory Control System in Japan, distributed at the African Elephant Range States Meeting held in Dakar Senegal, Environment Agency and Ministry of International Trade and Industry, Government of Japan, Dakar

Martin E.B. (1995), The Japanese Ivory Industry, WWF Japan, Tokyo (in Japanese)

Milliken T. (1989), Depletion of African elephants and international ivory trade, TRAFFIC Japan Newsletter Vol.5 No. 3/4, Tokyo (in Japanese)

Sakamoto M. (1999), Analysis of the Amended Management System of Domestic Ivory Trade in Japan, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo

Sakamoto M. (2003), Black and Grey – Illegal Ivory in Japanese Markets- 2nd Edition, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo

坂元雅行 (さかもと まさゆき)

JWCS 事務局長・弁護士

図作成 : Remi Chandran (国際連合大学)